

28 独立行政法人酒類総合研究所法の概要

中央省庁等改革の一環として、独立行政法人酒類総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める。（平成11年法律第164号）

1 研究所の名称及び目的

研究所は、独立行政法人酒類総合研究所とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。

2 特定独立行政法人及び事務所

研究所は、特定独立行政法人（いわゆる「国家公務員型」）とし、主たる事務所を広島県に置く。

3 資本金

研究所の資本金は、成立時に政府から承継される土地、建物その他の財産の合計額に相当する金額（全額政府出資）とし、政府は、必要があると認められるときは、研究所に追加出資することができる。

4 役員及び任期

研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置き、理事1人を置くことができる。

役員の任期は、2年とする。

5 業務の範囲

研究所は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。
- (2) 酒類の品質に関する評価を行うこと。
- (3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。
- (5) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- (6) 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

6 その他

その他の所要の規定の整備を行う。

国税庁醸造研究所は
に変わります！

独立行政法人酒類総合研究所

国税局／税務署

平成13年（2001年）4月に国税庁醸造研究所は、独立行政法人酒類総合研究所として新たにスタートします。そこでこの場をお借りして自己紹介したいと思います。

(名称) 独立行政法人^{しゅるいそうごうけんきゅうしょ}酒類総合研究所

(所在地) 広島県東広島市鏡山／東京都北区滝野川

ホームページ <http://www.nr.rib.go.jp>

(主な業務内容)

- ・酒類に含まれている成分などを調べます。(分析・鑑定)
- ・味や香りなどの酒類の品質を調べます。(品質評価)
- ・酒類の造り方、保管の方法などを研究します。(研究・調査)
- ・酒類について研究したことを広く一般にお知らせします。(情報の提供)
- ・酒類の知識、きき酒の方法などの研修を行います。(講習)

(沿革) 明治37年(1904年)、酒類の製造技術を科学的に研究する国立研究機関として設置され、現在は酒類全般の総合的な研究調査などを行う機関として活動しています。

新しくできる酒類総合研究所では、独立行政法人という制度の下で、国民の皆様の意見を取り入れたより良いサービスを提供していききたいと思います。

Q 1. 国税庁醸造研究所は現在どのような研究をしているのですか？

A 1. 日本で唯一の酒類に関する総合的な研究機関として、例えば、酒造りに不可欠な酵母や麹菌の改良、環境に配慮した酒造技術の開発などの研究をしています。

Q 2. 独立行政法人って一体何なのですか？

A 2. これまで国が行ってきた仕事の一部を国から独立した組織（独立行政法人）で行うことで、透明で責任が明確な運営を行い、より良い行政サービスを提供しようとする制度です。

Q 3. 酒類製造業者との関係はどのようなのですか？

A 3. 従来から実施している研究、鑑評会、醸造技術者を養成する講習を引き続き行うほか、酒類の試験醸造や米、ぶどう、水といった酒類原料の分析なども実施し、直接酒類製造業の皆様を技術的にサポートしていきたいと思えます。

Q 4. 酒類流通業者にとって何か役に立つのですか？

A 4. 酒類流通業者の皆様を対象にした講習会の開催や皆様が主催される研修などへ研究所の職員を講師として派遣することなどを通じて、酒類の商品知識を高めることに活用していただきたいと考えています。

Q 5. 消費者も利用できるのですか？

A 5. 例えば「吟醸酒と純米酒の違いは？」などお酒に関する質問や疑問点などお気軽にお尋ねください。また、消費者の皆様を対象に「きき酒」の方法、お酒と生活の関わりなどに関する講座も開始する予定ですので、是非ご利用ください。

お問い合わせ

国税庁醸造研究所（広島事務所） 広島県東広島市鏡山3-7-1 / TEL 0824-20-0800 / FAX 0824-20-0802

ホームページ <http://www.nrrib.go.jp>

（東京事務所） 東京都北区滝野川2-6-30 / TEL 03-3915-2135 / FAX 03-3910-6239